議案第100号

飛騨市健康増進施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市健康増進施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すぱーふるの施設移管及び使用料等の見直しに 伴う改正

飛驒市健康増進施設条例の一部を改正する条例

飛驒市健康増進施設条例 (令和 2 年飛驒市条例第59号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)

名称	位置	休館日等及び開館時 間等	使用料					
飛驒	飛驒	休館日等	(1) 入浴料(入湯税は含まない。)					
	市古	休館日	区分 単位 料金 摘要					
		(1) 水曜日	大人 1回 600円中学生以上					
		(2) 水曜日が国民の	小人 1回 300円小学生					
	1407	祝日に関する法律	※小学生未満は無料とする。					
ぬく	番地	(昭和23年法律第	(2) 和室使用料					
森の		178号) に規定す	区分 大和室 小和室 備考					
湯す		る休日の場合は翌	午前10時 1 冷暖房を利用					
ぱー		日	から午後 4,400円 1,100円 するときは、1.5					
ふる		(3) 12月31日及び1	1 時					
		月1日	午後1時 2 営利を目的と					
		開館時間等	から午後 6,600円 2,200円 して使用すると					
		開館時間 午前10						
		時から午後9時まで						
			から午後 11,000円 3,300円					
			9時					
飛驒	飛驒	休館日等	入浴料					
	市河	休館日	区分 単位 料金 摘要					
		(1) 木曜日	大人 1回 600円中学生以上					
–		(2) 木曜日が国民の	小人 1回 300円小学生					
	350	祝日に関する法律	※小学生未満は無料とする。					
設	番地	に規定する休日の	ハハ・ナエ 小側は無付しりる。 日本のは、					
(ф	1	場合は翌日						
うわ		(3) 12月31日及び1						
~ <		月1日						
はう		開館時間等						
す)		開館時間 午前10						
		時から午後9時まで						
	1		J					

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

飛騨市健康増進施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現行	改正案			
本則・附則 略	本則・附則 略			
別表(第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)	別表(第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)			
名称 位置 休館日等及び開館時 世界料	名称 位置 休館日等及び開館時 間等 使用料			
	飛騨 休館日 古川 休館日 地 (1) 水曜日 裏内1(2) 水曜日が国民の泉 大人 1回 600円中学生以上 泉 (昭和23年法律第178号) に規定する。 木田の場合は翌日(3) 12月31日及び1点子 (3) 12月31日及び1月1日 小人 1日 300円小学生 下前10時から午後9時まで 大和室 小和室 備考 午後1時から午後9時まで 4,400円 1,100円 月 1 / / / / / / / / / / / / / / / / / /			
飛騨 飛騨 市河 合健 合町 (1) 木曜日 康増 角川3(2) 木曜日が国民の 進施 50番 祝日に関する法律 設 地1 に規定する休日の (ゆ 場合は翌日 っし、 一	飛騨 飛騨 休館日等 市河			

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市健康増進施設条例の一部を改正する条例について		
担 当 部	総務部		
提案理由	飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すぱーふるの施設移管及び使用料		
	等の見直しに伴う改正		
制定改廃	市独自の改正		
の根拠等			
条例の	【改正の趣旨及び内容】		
概要	(1) 飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すぱーふるの追加		
	市では、これまで飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すぱーふるを観		
	光施設として位置付けてきたが、市民利用が多い利用実態等に鑑み、		
	市民の健康の維持増進及びレクリエーションの普及、市民相互交流の		
	活発化を図るための健康増進施設に位置付けるため、当該施設を本条		
	例に加えるもの。		
	(2) 使用料の改正		
	飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すぱーふるについては、市内温浴		
	施設の使用料について、人件費上昇や物価高騰等に対応するための料		
	金引き上げと、入湯税を含まない額に表示を改める改正を行うもの。		
	飛騨市河合健康増進施設(ゆぅわ~くはうす)については、他の温		
	浴施設との均衡を図るため、料金調整を行うもの。		

市民への

【市民への影響】

影響等

- (1) 健康増進施設への移管に伴う改正のため、市民への影響はない。
- (2) 料金改定については、人件費上昇や物価高騰等に対応するための料金引き上げで、すぱーふるの場合、改正前の指定管理者の利用料金と改正後の使用料を、入湯税を含めた実負担額で比較すると、課税対象の大人で100円の負担増となるが、課税免除者(市内70歳以上、市内障がい者、小人)は変動なし。

ゆうわ~くはうすの場合、改正前の指定管理者の利用料金と改正後 の使用料を比較すると、大人で100円、小人で50円の負担増となる。

【影響の規模 (参考数値)】

令和4年度利用料金実績による推計

施設名	項目	人数	変動額	影響額
すぱーふる	大人 (課税対象)	23, 184	+100	+2, 318, 400
	大人 (課税免除)	20, 560	±0	± 0
	小人	1,684	±0	± 0
ゆぅわ~く	大人	19, 273	+100	+1, 927, 300
はうす	小人	650	+50	+32, 500
	65, 351		+4, 278, 200	

施 行 日 令和6年4月1日

備 考